


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理 番号	使 途 項 目																
/	<p data-bbox="236 439 1396 472">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費</p> <table border="1" data-bbox="1070 483 1404 1093"><tr><td data-bbox="1070 483 1118 1093" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1118 483 1278 562">共通案分率</td><td data-bbox="1278 483 1404 562">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1118 562 1278 618">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 562 1404 618">100%</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1118 618 1404 1093">案分の説明 全て政務活動のためである</td></tr></table> <p data-bbox="312 573 791 607">赤旗日曜版購読料(令和5年3月分)</p> <div data-bbox="300 1178 1166 1547" data-label="Text"><p data-bbox="831 1178 1166 1267">日本共産党発行の しんぶん赤旗</p><p data-bbox="448 1256 1078 1301">濱田 知昭 様 領 収 書</p><table data-bbox="300 1312 1158 1368"><tr><td>新聞・雑誌名</td><td>部数</td><td>金額</td><td>930円</td></tr><tr><td>「しんぶん赤旗」日曜版</td><td>1</td><td>930</td><td></td></tr></table><p data-bbox="935 1368 1158 1413">2023年 3月分</p><p data-bbox="831 1424 1158 1547">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 しんぶん「赤旗」淡路出張所 洲本市宇山3-4-16 電話 0799-24-2380</p></div> <p data-bbox="831 1592 1166 1682">領収日 4/3 投者 </p> <p data-bbox="879 1951 1302 1984">930円 × 100% = 930円を充当</p>	案分率	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明 全て政務活動のためである			新聞・雑誌名	部数	金額	930円	「しんぶん赤旗」日曜版	1	930	
案分率	共通案分率		50%														
	それ以外の案分	100%															
案分の説明 全て政務活動のためである																	
新聞・雑誌名	部数	金額	930円														
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930															

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年~~4~~月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理番号		使途項目	
2、	政務活動補助員給与(令和5年3月分)	共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明	
		案分率	
領収書(明細は)、別添のとおり。			
105,000円 × 50 % = 52,500円を充当			

(参考様式3)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

		3月分	氏名					
日	曜日	定時勤務				その他の勤務		
		開始時刻	終了時刻	控除時間	勤務時間	開始時刻	終了時刻	勤務時間
1	水	10:00	17:00	2:00	5:00			
2	木	10:00	17:00	2:00	5:00			
3	金	10:00	17:00	2:00	5:00			
4	土							
5	日							
6	月	10:00	17:00	2:00	5:00			
7	火	10:00	17:00	2:00	5:00			
8	水	10:00	17:00	2:00	5:00			
9	木	10:00	17:00	2:00	5:00			
10	金	10:00	17:00	2:00	5:00			
11	土							
12	日							
13	月	10:00	17:00	2:00	5:00			
14	火	10:00	17:00	2:00	5:00			
15	水	10:00	17:00	2:00	5:00			
16	木	10:00	17:00	2:00	5:00			
17	金	10:00	17:00	2:00	5:00			
18	土							
19	日							
20	月	10:00	17:00	2:00	5:00			
21	火							
22	水	10:00	17:00	2:00	5:00			
23	木	10:00	17:00	2:00	5:00			
24	金							
25	土							
26	日							
27	月	10:00	17:00	2:00	5:00			
28	火	10:00	17:00	2:00	5:00			
29	水	10:00	17:00	2:00	5:00			
30	木	10:00	17:00	2:00	5:00			
31	金	10:00	17:00	2:00	5:00			
計					105時間			
上記のとおり勤務したことを証明します。					浜田 知昭 			
【総支給額の計算】								
時間給1,000円 × 105時間 = 105,000円					支給額 = 105,000円(A)			
上記金額(A)を確かに領収いたしました。								
令和 5年 4月 5日								
								
【政務活動費充当額の計算】								
105,000円 × 50% = 52,500円					政務活動費充当額 = 52,500円(B)			

雇 用 契 約 書

ふりがな	
氏 名	
現 住 所	
下記の条件で契約します	
雇用期間	期間の定め： なし ・ <u>あり</u> (令和4年10月1日～令和5年3月31日) 【期間の定めがある場合】契約の更新の有無 <input type="checkbox"/> 自動的に更新する <input checked="" type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 更新はしない
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他
就業場所	洲本市本町4丁目3番12号
仕事内容	政務活動補助業務
就業時間 (休憩時間)	1 始業 <u>午前</u> 午後 10時 00分 終業 (午前・ <u>午後</u>) 5時 00分 2 休憩時間 (12時00分から 13時00分) 3 所定時間外労働： なし ・ <u>あり</u>
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始
休 暇	1 年次有給休暇： なし ・ <u>あり</u> 時間単位年休： なし ・ <u>あり</u> 2 代替休暇： <u>なし</u> ・ あり 3 その他の休暇： 有給 () 無給 ()
賃 金	1 基本賃金 ① 月 給 () 円)、② 日 給 () 円) ③ 時間給 (1000 円)、④ その他 () 円) 2 諸手当： <u>なし</u> ・ あり ① () 手当 () 円)、② () 手当 () 円) 3 割増賃金率 ① 時間外：(125) % ② 休日：(135) % ③ 深夜：(150) % 4 賃金締切日：毎月 月末 5 賃金支払日：毎月 5 日 6 賃金支払方法：(現金で直接) 7 昇給： <u>なし</u> ・ あり (時期等)) 8 賞与： <u>なし</u> ・ あり (時期・金額等)) 9 退職金： <u>なし</u> ・ あり (時期・金額等))
退職に 関する事項	1 定年制： <u>なし</u> ・ あり (歳) 2 継続雇用制度： <u>なし</u> ・ あり (歳まで) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ()
そ の 他	1 社会保険の加入状況： <u>なし</u> ・ あり 2 雇用保険の適用： <u>なし</u> ・ あり 3 雇用管理改善等の相談窓口： () 4 その他： ()
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 4年 10月 1日</div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;"> 雇 用 者 兵庫県議会自由民主党議員団 浜 田 知 昭 </div> <div style="text-align: center; margin-right: 100px;"> 被雇用者 </div>	

出光クレジット株式会社

出光クレジット株式会社

東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18階
登録番号・関東財務局長(13)第00572号

お問い合わせ先	
出光カード会員サービスデスク	0570-064-034 06-7709-8024
※カードをお手元にご用意のうえ、お電話ください。	

062259455 2023年 3月 14日 作成
apollostation card

	ショッピング	キャッシング
ご利用可能枠	800,000円	500,000円
リボ払ノコース	標準コース	標準コース
実質年率	15.00%	18.00%

※ご利用可能枠の表記がある場合でも、カードのお支払い状況・当社へのお届け状況などにより、ご利用いただけない場合もございますのでご了承ください。

お支払日	2023年 4月 7日 金曜日
ご請求金額	28,659 円

お支払指定口座
名義人 ハマダモリキ 様
口座へのご準備は、4/6(木)までをお願いいたします。



濱田 知昭 様



901-00-03 6840-558-00-0144937



FC1630

DN08002I 001 M1 0 0144937



0315 080200 00144937 (01/01) 1 0144937#

ご利用明細書

ご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご請求額、ご利用明細をご案内いたします。

濱田 知昭様へのお知らせ



住所変更手続きのお願い

住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更や電話番号の届出をお願いします。お届けがない場合、当社からの重要なお知らせが届かない場合もありますのでご注意ください。なお、ご登録内容の変更は、ウェブステーションのからのお手続きが便利です。

住所変更と同時に勤務先のご登録変更もある場合は、お電話でのご登録の変更をお願いいたします。右上に記載の出光カード会員サービスデスクまで、カード名義のご本人様よりご連絡ください。

出光カード会員サービスデスク営業時間変更のお知らせ

いつもご利用いただきありがとうございます。誠に恐縮ではございますが、2023年2/1(水)よりオペレータ対応の営業時間を9:00~17:00(1/1休)へ変更いたしました。何卒、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

一部、旧営業時間が記載されているご案内物がございますので、ご了承ください。なお、ご利用可能額の照会などには、24時間受付の音声応答サービスやウェブステーションもご利用いただけますので、ご活用ください。

ウェブ明細会員様へのご利用明細の郵送について

ウェブ明細ご登録の方でも、請求額がマイナス(ご返金)の場合やカードを解約された場合などは、ご利用明細を郵送(手数料無料)しておりますのでご了承ください。ご返金の場合は、右面「ご請求内訳」下にご返金対象額を記載しております。

ウェブ明細については、ホームページでご確認ください
www.idemitsucard.com
※本ご案内は、ご利用明細の受取方法を郵送ご指定の会員様にも表示しておりますので、ご了承ください。

値引きサービス 当ご利用明細書にて適用のねびき単価をご案内いたします。

ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	(通常値引き)
2.0 円/ℓ引き	2.0 円/ℓ引き	2.0 円/ℓ引き	1.0 円/ℓ引き	

プラスポイントサービス (P)

当月獲得ポイント			当月交換ポイント	当月締ポイント残高	年度	ポイント	有効期限
通常ポイント	キャンペーンポイント	合計					
5 P	0 P	5 P	0 P	920 P	20年	805P	23年 5月末日
					21年	60P	24年 5月末日
					22年	55P	25年 5月末日

請求内訳	2/14現在の残高	3/14現在の左記へのご入金	今回ご利用金額	3/14現在の残高	今回ご請求金額	うち手数料/利息 源泉徴収金	今回お支払い後残高
総額	21993	21993	28659	28659	28659	0	0
リボ払	0	0	0	0	0	0	0
1回払	21894	21894	28560	28560	28560	0	0
2回払	0	0	0	0	0	0	0
ボーナス1括・2回	0	0	0	0	0	0	0
小計	21894	21894	28560	28560	28560	0	0
リボ払	0	0	0	0	0	0	0
1回払	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
その他請求	99	99	99	99	99	0	0

今回ご請求額の元本充当額 ショッピング 28,560円 キャッシング 0円

利用明細

年月日	ご利用店名および商品名	利用回数	支払方法	ご利用金額	数量	備考
	*** 出光ご利用分 ***					
	[Redacted]					-2.0円/ℓ
2023 2/13	神戸布施畑インター 軽油	1回		4316	2,050	3245
2023 2/22	神戸布施畑インター 軽油	1回		3869		2887
2023 3/6	洲本 軽油	1回		4045		2910
	いつでも値引き 軽油割引計	1回		-180		9042-2.0円/ℓ
	[Redacted]					-1.0円/ℓ
	*** その他ご利用明細 ***					
	ご利用明細書発行手数料(2023年 3月分)	1回		99		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年()月分)

(自 民 党)

(浜 田 知 昭)

整理 番号	使 途 項 目								
4、	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費								
	携帯電話利用料(令和5年3月請求分)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1098 383 1257 414">共通案分率</td><td data-bbox="1273 383 1329 414">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1098 414 1257 448"></td><td data-bbox="1273 414 1329 448">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1098 448 1329 479">それ以外の案分</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1098 479 1329 510">案分の説明</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明
共通案分率		50%							
	25%								
それ以外の案分									
案分の説明									
10 D05-04-10	19,744	Dカーﾄﾞ/DCMX							
7,420円-(100円×1.10)=7,310円									
7,310円×25%=1,827円を充当									

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)



00409617

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

6T1E1B

濱田 知昭 様

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 3月16日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
[還付先]
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル
社用コード 6T1-E1B-J-00-000-000121-60(24)
<000000> 00002



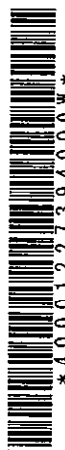
0044372#



023032206027544235



0044372



40001227394000W

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 4 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
1609-6024-52129	2023年 3月ご請求分	19,744円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お知らせ

前月ご請求金額	18,540円 (税込)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 19,744円
(合計) 19,744円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
3,852円
7,420円
8,472円

*** ドコモからのお知らせ ***
毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eビリング」
がおすすめです。紙からWebへの切り替えて、請求書等発行手
数料55円~110円(税込)が無料になります。ペーパーレス
でCO2削減を目指す環境にもやさしいサービスです。詳しくは
ドコモホームページをご確認ください。

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。
街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを
多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。
詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
1609-6024-52129	濱田 知昭 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
*****	*****

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 3月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 1609-6024-52129)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
〔本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。〕			
詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。			
【合計請求額の請求内訳】			
◇基本使用料等 (計) 7,940	7,940	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 4,200	100	X i 通話料	合 算
	4,100	音声オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 3,566	3,460	付加機能使用料等	合 算
	100	請求書発行手数料	合 算
	6	ユニバーサルサービス料	合 算
◇端末等代金分割支払金 2,468	2,468	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 1,570	1,570	消費税等相当額 (合計)	
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計 19,744	19,744	合計	
		(3回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 3月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 1609-6024-52129)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		ご利用期間 (2/1~2/28)	
◇基本使用料等 (計)	1,980	ギガライト2	合 算
	(2,850)	(内訳) ギガライト2	
	(-1,000)	(内訳) みんなドコモ割	
	(-170)	(内訳) dカードお支払割	
	(300)	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
		0.5G	
◇通話料・通信料 (計)	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,622	留守番電話サービス利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	
	200	キャッチホン利用料	合 算
	X / 100	メロディコール利用料 (別料金経費)	合 算
	-200	オプションバック割引料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇端末等代金分割支払金	1,588	端末等代金分割支払金	非対象等
	1,588	ご請求は2023年5月請求迄で、分割支払金残額は	
◇消費税等相当額 (計)	530	消費税等相当額 (合計)	
	530	34回目のご請求です。(全36回)	
		ご請求は2023年5月請求迄で、分割支払金残額は	
		3,176円です。	
◇合計	7,420	合計	
	7,420	合計表示の料金合計×10%	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、2月末で	22年5か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		2月ご利用分に対する獲得ポイントは、	500です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	5,302円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 3月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 1609-6024-52129)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
---	--------------------------	--	------------

〔 本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。 〕

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------	------------	------------

(添付様式 2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 5年 / 月分)

(自 民 党)

(浜 田 知 昭)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
5、	兵庫ジャーナル購読料(令和 5年1月~3月分)	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
	案分の説明	全て政務活動費である。	
		案分	

2023 年 4 月 14 日

領 収 書

浜 田 知 昭 様

¥ 8, 4 0 0 -

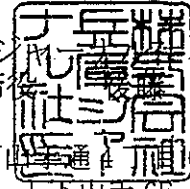
但し 兵庫ジャーナル購読料R5 年 1 月~3 月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫シ
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手通 6-13
ファインコート下山手 6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



8,400円 × 100 % = 8,400円を充当


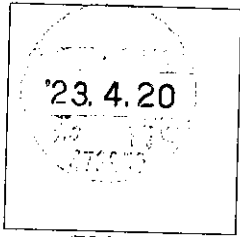
(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 5年 / 月分)

(自 民 党)

(浜 田 知 昭)

整理 番号	使 途 項 目															
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費															
	<p>水道・下水道料金(令和 5年3月使用分)</p> <div data-bbox="383 739 829 1881"><p>水道料金・下水道使用料 納入通知書兼領収証書 ㊦</p><p>令和 5年 4月18日発行</p><p>口座番号 []</p><p>加入者名 淡路広域水道企業団企業出納員 洲本市本町4丁目3-12</p><p>浜田ともあき事務所 様</p><p>令和 5年 4月検針分(3月使用分)</p><table border="1"><tr><td>お客様番号</td><td>1-0003099</td></tr><tr><td>納入金額【税込】</td><td>2,200 円</td></tr><tr><td rowspan="2">内</td><td>使用水量</td><td>0 m³</td></tr><tr><td>下水道使用量</td><td>0 m³</td></tr><tr><td rowspan="2">訳</td><td>水道料金 (うち消費税相当額)</td><td>1,210 円 (110 円)</td></tr><tr><td>下水道使用料 (うち消費税相当額)</td><td>990 円 (90 円)</td></tr></table><p>上記の金額を納入期限内に納付してください。</p><p>納入期限日 令和 5年 5月 1日</p><p>淡路広域水道企業団企業長 </p><p>上記の金額を領収しました。</p><p>収納代行会社</p><p>(株) 電算システム</p><p>金額の訂正したもの および領収日付印の ないものは無効です</p><p>(納入者保管)</p><p>収入印紙不要 (領収日付印)</p><div data-bbox="558 1601 798 1836"></div></div>	お客様番号	1-0003099	納入金額【税込】	2,200 円	内	使用水量	0 m ³	下水道使用量	0 m ³	訳	水道料金 (うち消費税相当額)	1,210 円 (110 円)	下水道使用料 (うち消費税相当額)	990 円 (90 円)	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p>
お客様番号	1-0003099															
納入金額【税込】	2,200 円															
内	使用水量	0 m ³														
	下水道使用量	0 m ³														
訳	水道料金 (うち消費税相当額)	1,210 円 (110 円)														
	下水道使用料 (うち消費税相当額)	990 円 (90 円)														

2,200円 × 50 % = 1,100円を充当

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年(4)月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費	
7	事務所電気代(令和5年4月分)	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率

電気料金振込票		電気料金振込受領証(兼請求書)	
お振込人 浜田ともあき事務所 様 お客様番号 05450284031202 年月 5 / 4 金額 1,707		おなまえ 浜田ともあき事務所 様 5年4月分 ご請求金額 1,707 円 ご使用期間 3月7日~4月6日 ご使用量(kWh) 31 87 電気料金内訳(円) - ご使用場所 洲本市本町4丁目3-12 燃料費調整額 -414.06円 再エネ促進額 300円	
収納印 2023.4.20		収納印	
被振込人 関西電力 (取扱店控え)		お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 5月8日 金融機関取込期限日 5月8日 本票は、5月21日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。 神戸料金センター 電話番号 0800-777-8810 被振込人 関西電力	
		収入印紙不要 (お客様控え) 本書により集金員が収納することはありません。	

1,707円 × 50% = 853円を充当

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年 5月分)

(自 民 党)

(浜 田 知 昭)

整理 番号	使 途 項 目																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費																															
8	事務所来客用駐車場借上代(令和5年5月分)	共通案分率 50% 25%																														
		案分率																														
<p>だんようキャッシュサービス お取引明細票 だんようキャッシュサービスをご利用いただき ありがとうございます。</p> <table border="1"> <tr> <td>お取扱年月日</td> <td>組合番号・お取扱店</td> <td>お取扱通番</td> </tr> <tr> <td>05 04 26</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引金融機関</td> <td colspan="2">お客様口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お取扱金額</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td colspan="2">お引出</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥110</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>ご利用時刻</td> <td>10:42</td> <td>¥8,800*</td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td colspan="2">お取引後残高</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>オ リ ジ ナ ル レ セ プト</p> <p>ナントンカイハツ (カ様 ハマダ トモアキ様</p> </td> </tr> </table> <p>裏面の「お問い合わせ」をご覧ください。 淡路信用組合</p>			お取扱年月日	組合番号・お取扱店	お取扱通番	05 04 26			お取引金融機関	お客様口座番号		お取扱金額			お取引内容	お引出		手数料	¥110	お取引金額	ご利用時刻	10:42	¥8,800*	説明コード	お取引後残高		*****			<p>オ リ ジ ナ ル レ セ プト</p> <p>ナントンカイハツ (カ様 ハマダ トモアキ様</p>		
お取扱年月日	組合番号・お取扱店	お取扱通番																														
05 04 26																																
お取引金融機関	お客様口座番号																															
お取扱金額																																
お取引内容	お引出																															
手数料	¥110	お取引金額																														
ご利用時刻	10:42	¥8,800*																														
説明コード	お取引後残高																															

<p>オ リ ジ ナ ル レ セ プト</p> <p>ナントンカイハツ (カ様 ハマダ トモアキ様</p>																																
) 計 8,910円																																
8,910円 × 50% = 4,455円を充当																																

駐車場使用契約書

貸主 南淡開発 株式会社 (以下「甲」という。) と借主 濱田知弘 (以下「乙」という。)
 は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	兵庫県洲本市本町5丁目114番地		
	名称	フェスタエミリア駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	マツダ デミオ	登録番号	神戸2020
---------	---------	------	--------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和4年9月1日 から 令和5年 8月 31日 までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和4年9月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	月額 8,000円 (消費税別途) (税込価格 8,800円)
支払期限: 毎月 末日までに 翌月分を支払う	
支払方法	金融機関: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: 南淡開発 株式会社 : TEL 0799-24-3931
	3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 南淡開発 株式会社 代表取締役 池田 研次
	住所 兵庫県南あわじ市賀集441

管理業者	商号又は名称
	所在地・TEL
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号:

※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

頭書(6) 更新に関する事項

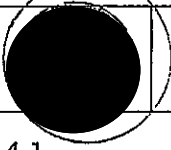
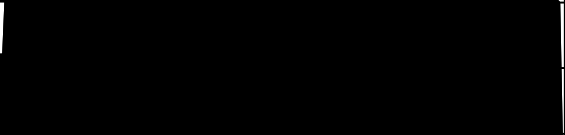

--

頭書(7) 特約事項

再発行には再発行手数料 30,000円（消費税別途）を請求させていただきます。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年8月16日

甲・貸主	氏名 南淡開発 株式会社 代表取締役 池田 研次		TEL 0799 (24) 3931
	住所 兵庫県南あわじ市賀集441		
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL ()	
	代表者名		
	住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 濱田 知昭		
連帯保証人			

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者	Ⓜ
	事務所所在地・TEL		
	免許証番号	大臣・	知事 () 号
宅地建物取引 主任者	氏名	Ⓜ	登録番号 知事 第 号
	業務に従事する事務所		

※印は実印

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の車両の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は頭書（4）の記載に従い、賃料（駐車場使用料）を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(敷金)

第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の改造、模様替又は工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 駐車場内に乙以外が所有する自動車その他物品を置くこと。
- 二 駐車場において有害、危険もしくは近隣の迷惑となる行為をすること。

(乙の管理義務)

第6条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

(契約期間中の修繕)

第7条 甲は、費用が軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、甲の承諾を得ることなく、費用が軽微な修繕につき自らの負担において行うことができる。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったときは、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の場合を除き乙が本契約に定める義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(解約)

第9条 甲又は乙は、相手方に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第10条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

2 乙は、第8条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

3 本契約終了時に本物件に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(甲の通知義務)

第11条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(5)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第12条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 1ヶ月以上の不使用。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(賠償責任)

第14条 乙又はその関係者の故意、過失により、甲の設備、造作、駐車場の他の自動車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 一 カードの紛失・盗難にあわれた時は、すぐにご連絡をお願いいたします。
第三者による不正使用を防止するため、カードの機能を停止し、カードの再発行手続きをいたします。
*再発行には再発行手数料 30,000円(消費税別途)を請求させていただきますので予めご了承下さい。

(免責事項)

第15条 甲は、甲の過失なく駐車場内で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故、火災・天災等による事故被害に対してその責任を負わないものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第18条 特約事項については、頭書(7)に記載するとおりとする。

この駐車場使用契約書は、
浜田ゆあき事務所の来客用
として1台分を確保したものです。
契約書の様式上、特定の車を
登録に欲しいとの申し出があり
私の政務活動に使用する車を
登録しました。

浜田 知由

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年(月分)
(自民党)
(浜田知昭)

整理 番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9.	新聞購読料(朝日・日本経済新聞)令和5年4月分	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		案分率
		全て政務活動のためである

2023年4月分領収証 発証No. 00012003-202304-1

浜田ともあき事務所 様

洲本市本町4丁目3-12


銘柄	部数	金額	合計金額
日本経済新聞 ※	1	4,000	¥7,500 (8%対象 7,500円)
朝日新聞 ※	1	3,500	

※は軽減税率対象

ご購読ありがとうございます。
便利な自動振替をご利用ください

神戸・朝日・毎日(消費税別) 森新聞舗
洲本市本町6-4-29
TEL(22)0290 FAX(24)3825

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました



上記領収書は、令和5年4月26日に支払ったものである。

7,500円 × 100 % = 7,500円を充当

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年(4)月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理 番号	使 途 項 目									
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 高速道路利用料(令和5年4月10日発行分) 領収書(明細は)、別添のとおり。	<table border="1"><tr><td data-bbox="1072 481 1289 571">共通案分率</td><td data-bbox="1289 481 1414 571">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1072 571 1289 616">それ以外の案分</td><td data-bbox="1289 571 1414 616">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1072 616 1414 672">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1072 672 1414 1097">案分率 全て政務活動費 である。</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率 全て政務活動費 である。	
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
案分率 全て政務活動費 である。										
$9,350円 \times 100 \% = 9,350円$ を充当										

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通じてお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

濱田 知昭 様

三井住友カード株式会社
 大阪市中央区今橋4丁目 5-15
 登録番号 近畿財務局長第00209号

08125-4576-5413-19860 Q322003764#



ご照会はこちら

三井住友カード会員向けインターネットサービス
 「Vpass (ブイパス)」 <http://vpass.jp>



明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA		
総利用枠	80万円		
カード利用枠	80万円		
内リボ払い	80万円		
内分割・2回・ボーナス	80万円		
キャッシング利用枠	40万円		
内キャッシングリボ	40万円		
内海外キャッシングサービス	40万円		

まだお支払いの済んでいない金額の合計額 (未決済残高) が
 カード利用枠の範囲内となるようにご利用ください。

お支払日	2023年4月26日(水)
お支払合計額	46,330 円

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

カード名称	洲本市職員互助会コーポレート
お問合せ番号	
加入・切替日	2003年7月8日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

あとからリボ #印のあるご利用明細合計 46,330円を今からリボ払いに変更できます。
 お申込みは 4月24日までにどうぞ! (2回払いはご利用金額合計をリボ払いに変更します。)
 お申込みは ◆ スマートダイヤル24で 通話料無料 0120-863724 サービスコード 「51」
 <24時間・年中無休> ◆ ホームページで <http://www.smbc-card.com>

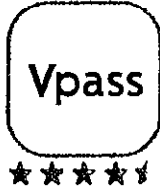
ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘 要	備考
	(洲本市職員互助会コーポレート) 濱田 知昭 様						

ご利用明細のご説明

<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。
 <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

裏面もご覧ください

スマホで、ご利用明細をいつでも確認！
Vpass アプリ



※ スマートフォンの OS バージョンによってご利用いただけない場合があります。
 ※ Apple のロゴ、Apple Store、は、米国およびその他の国で登録された Apple Inc. の商標、またはサービスマークです。
 ※ Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

ご利用代金明細書

2023年4月10日発行 001YWMM000283

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
 過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
 下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
 「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
 なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

三井住友カード株式会社
 大阪市中央区今橋4丁目 5-15
 登録番号 近畿財務局長第00209号

ご照会はこちら

三井住友カード会員向けインターネットサービス
 「Vpass (ブイパス)」 <http://vpass.jp>



Q322003764 明細書枚数 2枚中 2枚目

濱田 知昭 様

カード名称 洲本市職員互助会コーポレート

お問合せ番号

加入・切替日 2003年7月8日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、
 お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘要	備考
濱田 知昭 様							
#23 3 3 ETC	関西支社	160	1	1	160	自須磨本線 至垂水JCT 普通車	◎
#23 3 3 ETC	本四 岡山管理センター	1890	1	1	1890	自淡路島中央 至布施畑 普通車	◎
#23 3 3 ETC	本四 岡山管理センター	1780	1	1	4390 1780	自垂水第三 至淡路島中央 普通車	◎
#23 3 3 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	560	1	1	560	自京橋西行 至神戸本線出 普通車	◎
#23 3 15 ETC	本四 岡山管理センター	1890	1	1	1890	自淡路島中央 至布施畑 普通車	◎
#23 3 15 ETC	本四 岡山管理センター	1890	1	1	4960 1890	自布施畑 至淡路島中央 普通車	◎
#23 3 15 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	590	1	1	590	自布施畑 至神戸長田出 普通車	◎
#23 3 15 ETC	阪神高速道路 大阪管理部	590	1	1	590	自神戸長田 至布施畑J出 普通車	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額合計 46330

ご利用明細のご説明
 <ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものととなります。
 <支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

政 務 活 動 報 告 書

議員名	浜田 知昭	Ⓜ
-----	-------	---

活動名	令和4年度但馬牛振興研修会					
活動概要	実施日	令和 5 年 3 月 3 日 (金)				
	時 間	訪問先	面談者	内 容 (目 的、等)		
	10:30	農業会館着				
	11:00	研修会		令和4年度但馬牛振興研修会に参加		
	12:10	農業会館発				
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
<p><活動内容…業務の委託、研修会参加人数、広報紙発行部数、配布方法など具体的に記載 県下の但馬牛飼育の担い手等の活動を支援し、但馬牛の生産性向上に向けた研修会に参加した。 事例発表では、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に参加した県立農業高校「牛肉研究会」の 和牛能力向上や大会に向けた興味ある取り組みの紹介があり、感銘を受けた。</p>						
経費	項 目	政活費充当金額	領収書No.	発	着	内 容 (按 分 率 等)
	高速道路	1,890	4-10	淡路島中央	布施畑IIC	100%
	高速道路	2,500	4-10	京橋	淡路島中央	100%
	合 計	4,390				
備考						

(確認)

--	--	--



兵和振協発第45号
令和5年1月25日

兵庫県畜産振興議員連盟
幹事 浜田 知昭 様

兵庫県和牛振興協議会
会長 神澤 友



令和4年度但馬牛振興研修会の開催について


平素より本県和牛振興に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、本協議会事業につきましても特段のご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、本協議会では但馬牛のより一層の振興・発展に寄与することを目的に、生産性向上に向けた研修会を別紙要領により開催いたしますので、ご臨席のうえご指導を賜りますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催を見送る場合もありますので、前もってご承知おきください。

おって、準備の都合等もごさいますので、お手数ですが別紙により出欠の有無をお知らせ下さるよう、お願い申し上げます。

兵庫県和牛振興協議会
(事務局：兵庫県畜産協会)
企画管理部 
TEL 078(381)9356
FAX 078(331)7744

(別紙)

兵庫県和牛振興協議会
令和4年度但馬牛振興研修会開催要領(案)

1. 目的

県下の但馬牛飼育の担い手や但馬牛増頭に積極的に取り組む集団の活動を支援するとともに、但馬牛の生産性向上に向けた研修会を開催することにより、但馬牛の振興・発展に寄与する。

2. 主催者

兵庫県和牛振興協議会が主催し、兵庫県、会員団体及び県下関係機関の協力を得て実施する。

3. 期 日

令和5年3月3日(金) 11時00分～15時00分

4. 場 所

兵庫県農業会館 11階 大ホール
(神戸市中央区海岸通1番地)

5. 内 容

(1) 事例発表・報告 (11:15～12:00)

「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に出場して(仮題)」
兵庫県立農業高等学校 動物科学科「肉牛研究会」

「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会・出品報告(仮題)」
公益社団法人全国和牛登録協会兵庫県支部長 助野 英志

(2) 基調講演 (13:00～14:30)

「コロナを生き抜く 女性のチカラ 男性のチカラ」
京都外国語大学外国語学部・教授
同大・国際貢献学部グローバル観光学科長
作家/タレント ジェフ・バーグランド

6. 参集範囲

この研修会への参加者は、畜産農家・畜産関係者等とする。

F A X 送信票

令和4年度 但馬牛振興研修会
令和5年3月3日(金)開催

出席 ・ 代理出席 ・ ご欠席

(○印をつけてください)

ご芳名: 濱田知昭

(代理出席の場合)

出席者お名前: _____

ご面倒ですが、2月22日(水)までにお知らせください。
(社)兵庫県畜産協会 (FAX 078-331-7744)

【兵庫県畜産振興議員連盟】

2/4
(23)

(添付様式 7-2)

活動報告書（登庁調査）

議員名	浜田知昭
-----	------

令和 5 年 4 月分

日付	整理 番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
3/15	4-10	友好団体との意見交換会（終日）	4,960	利用代金明細書
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
		合計	4,960	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年 4/月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理 番号	使 途 項 目	
11、	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	自動車リース料(令和5年5月分)	共通案分率 50% 25%
それ以外の案分 案分の説明 案分率		
18 D05-04-27		14,520 SMBC(レツクスリース)
14,520円 × 50 % = 7,260円を充当		

自動車リース契約書

[再リース]

REX

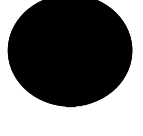
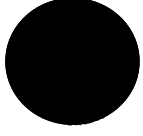
株式会社 レックスリース

契約番号 EM034901

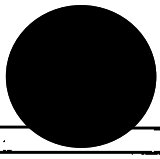
契約締結日 2020年 5月 27日

マイカーリース

借受人 (甲)	
住所	[Redacted]
お名前	濱田 知昭
連帯保証人	
住所	[Redacted]
お名前	[Redacted] 実印
住所	[Redacted]
お名前	[Redacted] 実印



貸渡人 (乙)	
大阪府大阪市西区 西本町1丁目4番1号	
株式会社 レックスリース	
代表取締役 佐藤 芳則	
提携会社	



※および連帯保証人は、下記自動車をリースするにつき、契約事項に基づき下記のとおり契約します。

(1) リース自動車明細	(2) リース期間
車名: デミオ 1.5 XD デイゼル 6FAT 2WD 型式: LDA-DJ5FS 車台番号: [Redacted] 登録番号: 神戸 531 ゆ 2330	リース開始日: 2020年 5月 27日 期間: 36ヶ月 リース終了日: 2023年 5月 26日

(3) 特別仕様・架装品	(4) 使用の本拠地
LEDフロントハッカリ 現状有姿 マット、バイザー、ナンバーフレーム ナビSDカード、ハッチェキ、ETC CD/DVD地デジTV	自動車検査証記載の通り

(5) リース料	別枠リース料 (頭金)	0円 (下取含む)	消費税率 10%	0円	(6) リース料支払方法	別枠リース料 (頭金)	納車時までに支払うものとします。
	前払リース料	0円		0円		前払リース料支払日	納車時までに支払うものとします。
	毎月支払額①	13,200円 × 36回		1,320円 × 36回		毎月支払日	27日
	ボーナス月加算額②	0円 × 0回		0円 × 0回		第1回支払月	年 月
	(ボーナス月) ① + ②	()月 ()月 (475,200円)				初回ボーナス加算月	年 月
総額	475,200円		47,520円				

(7) 残存価格の精算
無 残存価格の精算が「有り」の場合は、リース満了時に、実際の売却価格との差額を精算します。

(8) 費用負担区分 (乙負担分に○、甲負担分に×)
<input checked="" type="checkbox"/> 環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 登録諸掛費用 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 無 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 無

(9) 特約条項

契約条項

第1条 (リース契約)

1. 乙は、次条以下に定めるところにより、甲が選定した表記(1)の自動車(以下「自動車」という)を甲にリース(貸渡)し、甲はこれを受取る。

第2条 (リース期間)

1. 自動車の登録期間(以下「リース期間」という)は、自動車の登録または届出(以下「登録等」と総称する)を行った日を起算日(以下「リース開始日」という)とし、表記(2)に定める期間とする。

第3条 (リース料)

1. 前項の規定にかかわらず、表記(2)にリース開始日の記載がある場合には、その日をリース開始日とする。

第4条 (リース料の支払方法)

1. リース料は表記(5)のとおりとし、甲は、乙に対しリース料を表記(6)のとおり支払います。

第5条 (別件リース料)

1. 甲は、乙に対し表記(5)の別件リース料および消費税額等を表記(6)のとおり支払います。

第6条 (自動車の品質等の不適合)

1. 自動車の品質等の不適合があったとき、または自動車の選択、決定に関して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切責任を負いません。

第7条 (自動車の使用、保管)

1. 甲は、自動車を使用するにあたり、法令および諸規則を遵守し安全運転に努めるとともに、善良な管理者として適当な方法に従って自動車を管理します。

第8条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第9条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第10条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第11条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第12条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第13条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第14条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

第15条 (リース期間の満了)

1. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除後に乙が支払ったリース料に相当する費用、リース自動車の処分損および処分に必要な費用等、乙が支払った損害を賠償するものとします。

1. 3条 (自動車の滅失・損害、契約の終了)
自動車の返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由によ

2. 自動車が滅失(盗難・詐欺・修理不能・修理費用が自動車の再取得費用を上回る場合を含む)した

3. 前項の場合、第20条の規定損害金を乙に支払います。

4. 自動車の滅失、盗難、損害等に関して保険会社から支払われる保険金は、自動車の所有者である

5. 乙が自動車滅失に対する車両保険金を受領できたとき、甲は乙の受領金額の限度で第2項の支払

1. 4条 (費用負担)
(8)の〇印を付した費用を負担し、甲は、それ以外の自動車(自動車に設置された

2. 前項において乙が負担する費用がこの契約の締結の日翌日より変動した場合は、乙は、変動

3. 前項にかかわらず、自動車保険料の引上げまたは割増率の変動によって生じた保険料の差額に

4. 第2項により納税を実施する場合、その納税方法については、乙の定めるところによります。

1. 5条 (重要事項の通知等)
甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し直ちにその旨を書面により

2. 前項において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有

3. 前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

1. 9条 (自動車の返却)
乙は、前第13条第1項の各号の一つに該当した場合、自動車の返却が可能なものと

2. 0条 (規定損害金)
規定損害金は、リース料総額と表記(7)記載の、記載がない場合は、乙所定のリース期間満了

1. 1条 (リース期間の満了)
リース期間が満了した場合、またはこの契約が解除された場合は、甲は乙の指示に従って自動車

2. 2条 (リース期間の満了)
表記(7)の残存価額の精算有りの場合、甲は残存価額を担保するものとします。

3. 3条 (相殺禁止)
甲のこの契約に基づくすべての金銭の支払義務は、乙またはその承継人に対する債権をもって相

4. 4条 (乙の権利の移転)
乙は、甲の承認を要しない、この契約上の全部または一部の権利を第三者に譲渡または買入す

5. 5条 (前項の適用)
前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

6. 6条 (前項の適用)
前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

7. 7条 (前項の適用)
前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

8. 8条 (前項の適用)
前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

9. 9条 (前項の適用)
前項の規定にかかわらず、乙がリース期間の開始前にこの契約を解除したときは、甲は、解除

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(自民党)

(浜田知昭)

整理番号	使途項目	
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費 事務所費・人件費
	事務所賃借料(令和5年5月分)	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 案分の説明 案分率

第 62 号

証

五月分

金 35,000 円

右正に領収致しました

令和 5 年 4 月 27 日

淡路洲本市鎮座
弁財天 巖島神社々務

巖島 知昭 様

巖島神社

35,000円 × 50 % = 17,500円を充当

不動産賃貸借契約書 (店舗・事務所用)

賃貸借不動産の表示

集合建物	名 称	外資ビル			
	所在 (住居表示)	25台-0025 新市本町4丁目3-12			
	構造・築年数	木造	2階建の	階部分	築年
	号室・専有面積	13号室	別荘棟(専有面積約11)㎡		
戸建	所在 (住居表示)				
	構造・築年数	造	葺	階建	築年
	床面積	1階	㎡	2階	㎡ 階 ㎡

契約期間及び使用目的

契約期間	平成25年10月1日から平成26年10月1日の2年間
使用目的	事務所
引渡し日	平成25年9月26日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金(敷金)	金 100,000 円也
敷引	金 _____ 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
礼金	金 100,000 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
権利金	金 _____ 円也 (内消費税 金 _____ 円也)

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条第1項・第2項に定める明渡し完了後 日以内
------	------------------------------

賃料・共益費等(月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金 25,000 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
共益費・管理費	金 _____ 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
その他()	金 _____ 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
管理委託料	金 _____ 円也 (内消費税 金 _____ 円也)
月額合計	金 25,000 円也 (内消費税 金 _____ 円也)

賃料・共益費等の支払い方法(持参払い・振込払いどちらかに○をつけ、下記に記入のこと)

○	持参払い(場所)	東京銀行			
	振込払い	銀行・信用金庫			支店
		普通・当座	口座番号		
		フリガナ			
		口座名義人			

特約
兵庫県宅地建物取引業協会
平成23年7月26日

(社)兵庫県宅地建物取引業協会制定約款
② (借主契約書)

本契約書第1条一項については、契約締結前に貸主が貸主たることを
通知し、かつ、一不利益者申出の有らざる限り、この契約は同一条件にて更新
されるものとする。

貸貸人 厳島神社 (以下「貸主」という) と、賃借人 濱田知聡 (以下「借主」という) と、一連帯保証大 との間に、表記賃貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書3通を作成して貸主・借主および連帯保証大が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年7月26日

(貸主) 兵庫県西宮市四丁目1-27

(所有者) (貸主と所有者が異なる場合委託契約書等添付のこと)

住所 宗教法人 厳島神社
氏名 宮司 浦上 雅

住所
氏名

(借主)

(連帯保証人)

住所 [Redacted]
氏名 濱田 知聡

住所
氏名 実印

TEL

(管理者)

住所

商号(名称)

TEL

(媒介業者)

免許番号 [] 知事・ [] 大臣 [] 号

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

取引主任者

登録番号 () 第 号

氏名

印

(媒介業者)

免許番号 [] 知事・ [] 大臣 [] 号

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

取引主任者

登録番号 () 第 号

氏名

印